

令和8年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和8年5月29日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 5月29日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	大日向 進 也 君	9 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	10 "	柰 津 明 子 君
4 "	水 出 康 成 君	11 "	朝 倉 国 勝 君
5 "	宮 入 健 誠 君	12 "	滝 沢 幸 映 君
6 "	中 村 忠 靖 君	13 "	大 森 茂 彦 君
7 "	星 哲 夫 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 12名
7. 欠席議員 8番議員 玉 川 清 史 君
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	川 島 徳 夫 君
ウェルビーイング推進室長	宮 嶋 和 博 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	坂 本 幸 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	依 田 文 子 君
子 ど も 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 3 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 20 号 坂城町教育委員会教育長の任命について
- 第 7 議案第 21 号 葛尾組合規約の変更について
- 第 8 議案第 22 号 千曲衛生施設組合規約の変更について
- 第 9 議案第 23 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 24 号 令和 8 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 11 議案第 25 号 令和 8 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより令和 8 年第 2 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、8 番、玉川清史議員から欠席の届出がなされております。

会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は、理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（中嶋君） 会議規則第 127 条の規定により、10 番 柰津明子議員、11 番 朝倉国勝議員、12 番 滝沢幸映議員を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 「会期の決定について」

議長（中嶋君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 12 日までの 15 日間といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月12日までの15日間とすることに決定いたしました。

一般質問の通告は6月1日の午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会で決定したとおりであります。

なお、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により、午前9時といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（中嶋君） 町長から招集の挨拶がございます。

町長（山村君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和8年第2回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき、開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、去る5月18日、当町の名誉町民であります鈴木敏文氏のご逝去されました。

鈴木氏は、日本にコンビニエンスストアという事業を打ち立て、流通革命を起こされた偉大な経営者であり、坂城の人々に夢と希望を与える大きな存在でありました。

長年にわたり当町の発展を温かく見守り、多大なるご厚情とご指導を賜りました。

郷土が誇る偉大な先人を失いましたことは、痛恨の極みであり、深い悲しみを禁じ得ません。

ここに、町民の皆様とともに、謹んで哀悼の意を表しますとともに、生前のご功績に対し深く敬意を表し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、昨今の社会情勢に目を向けますと、依然として予断を許さない状況が続いております。

長期化するウクライナ情勢や緊迫する中東地域での紛争など、国際的な緊張の高まりや各国の利害対立はエネルギーや原材料の供給網を不安定化させ、原油価格の高止まりやナフサをはじめとする化学原料の供給不安を招いており、今後の国内経済への影響が懸念されるところであります。

また、資源・原材料価格の高騰による物価上昇の影響は町民の皆様の暮らしにも及んでおり、特に子育て世帯や高齢者世帯にとって大きな負担となっていることを懸念しております。

こうした状況の中、物価高騰の影響を受けている町民及び事業者の負担増に対応すべく、「さかきの暮らし応援券事業」を実施しております。

本事業につきましては、全町民の皆様を対象に1万円の応援券を配付し、本年4月1日から町内98店舗において利用が開始されております。

5月27日現在、発行総額の約57%、約7,700万円分が利用されており、地域経済の活性化と生活支援の両面において一定の効果が表れているものと考えております。なお、有効期限は8月31日までとなっておりますので、まだ利用されていない方につきましては、ぜひお早め

にご活用いただきたいと思います。

今後も、国や県による物価高騰対策やエネルギー政策の動向を注視しながら、町民生活の安定に向け、必要に応じた取組を進めてまいります。

さて、例年、町内外から多くの皆様にご来園いただき、ご好評をいただいております「ばら祭り」ですが、去る２３日に第２１回目の開催を迎え、中嶋議長をはじめ議員各位のご出席をいただく中で、無事に開祭式を執り行うことができました。

本年は天候にも恵まれ、バラの生育が順調に進んだことから、初日よりほぼ満開の状態となり、昨日までの６日間で町内外から約１万５千人の皆様に、色鮮やかなバラをお楽しみいただいているところであります。

これもひとえに、ばら祭り実行委員会の皆様をはじめ、日頃から丹精込めてバラ公園の管理にご尽力いただいております「薔薇人の会」の皆様、さらには、ばら祭りの開催にご協力いただいております千曲川河川事務所をはじめとする関係各位のご理解とご協力のたまものであり、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

また、ばら祭り期間中は、各種店舗やキッチンカーの出店をはじめ、モンキーパフォーマンス、サックスコンサート、ふれあいミニ動物園など、多彩な催しを予定しております。引き続き多くの皆様にご来園いただき、ばら祭りをお楽しみいただければと考えております。

さらに、ばら祭り期間中の今月３１日には、坂城駅前多目的広場を会場として、「坂城駅前葡萄酒祭２０２６」が開催されます。

当日は、町内をはじめ県内のワイナリーやブルワリー、日本酒の蔵元のほか、多くの事業者が出店するとともに、町内外のアーティストによるコンサートも予定されております。来場される皆様には心地よい音楽に包まれながら、爽やかな初夏のひとときをワインとともに楽しみいただければと思います。

このほか、新年度に入りましても様々な行事やイベントが開催されております。

４月１９日には、坂城ライオンズクラブとの共催により、第２６回千曲川クリーンキャンペーンを実施いたしました。

本年も昨年同様、埴科用水頭首工付近、大望橋周辺、鼠マレットゴルフ場付近の３会場で実施し、町民の皆様にも参加を呼びかけた結果、２００人を超える皆様にご参加いただきました。

町のシンボルである千曲川の豊かな自然と美しい景観を未来に引き継ぐため、今後も環境保全活動に取り組んでまいります。

また、４月２６日には、町公民館主催による恒例の春のスポーツ大会が開催されました。

近年の猛暑傾向を踏まえ、本年度は開催時期を前倒し、４月開催としたところであります。当日は好天にも恵まれ、１４分館から２７チーム２８７名の皆様にご参加いただき、ソフトボールの部、ビーチボールバレーの部、小学生ビーチボールバレーの部に分かれて熱戦が繰り広げられ

ました。

また、5月10日には、坂城ライオンズクラブ主催による「第4回さかきつずフェスタ」が、びんぐしの里公園において開催され、晴天の下、多くの家族連れでにぎわいました。

当日は、幼稚園児から高校生の皆さんによるステージ発表をはじめ、町内企業や警察署、消防署の皆様のご協力の下、乗り物試乗体験やクイズ大会、企業ブース、各種体験教室やワークショップ、模擬店など、多彩な催しを実施されました。子どもたちにとって、貴重な体験と学びの機会になったものと考えております。

また、明日30日は、町内3小学校において運動会が予定されております。

子どもたちは仲間と力を合わせながら練習を重ねてきたことと思います。その成果を存分に発揮し、校庭いっぱいに元気な歓声が響き渡ることを期待しているところであります。

さて、世界の経済情勢について申し上げます。

日本総合研究所などの分析によりますと、アメリカ経済はAI関連分野を中心に企業活動が活発に展開されている一方、関税による物価上昇や中東情勢に伴う原油価格の高騰が家計の購買力を低下させ、景気を下押しする懸念が指摘されております。

しかしながら、本年後半にはインフレ圧力の緩和や、これまでの利下げ効果が徐々に波及することにより、景気は持ち直しに向かうものと見込まれております。

一方、中国経済につきましては、本年1月から3月期の実質経済成長率が前年比5.0%となり、インフラ投資の持ち直しを背景に成長率は拡大したものの、個人消費の停滞が続いており、今後は緩やかな減速局面に入るものと見られております。

また、ユーロ圏においては、中東情勢の影響による資源価格の上昇がインフレ圧力を強める中、金利上昇が内需を抑制することから、景気は年末に向けて減速するとの見方が示されております。

このような状況の下、国内経済につきましては、内閣府が公表した4月の月例経済報告において、「景気は緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある」とされております。

また、先行きについても、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が景気回復を下支えすることが期待される一方で、中東情勢による影響には十分留意する必要がある」との見解が示されております。

長野県内の経済動向につきましては、日本銀行松本支店が今月中旬に公表した「長野県の金融経済動向」において、「一部に弱めの動きが見られるものの、県経済は持ち直している」とされております。

また、財務省関東財務局長野財務事務所による県内経済情勢判断におきましても、「個人消費は緩やかに回復しつつあり、生産活動についても持ち直しの動きが見られる」とされ、総括判断として「県内経済は持ち直している」との見方が示されております。

こうした中で、当町におきましては、本年４月に町内主要製造業２０社を対象として実施いたしました１月から３月期の経営状況調査の結果、生産量については１１社が３か月前と比較して増加と回答し、売上高についても同様の結果となり、現在のところ堅調な動きが見られております。しかしながら、このような状況の一方で、エネルギー価格や原材料費の高騰に伴う収益性の圧迫など、中東情勢の長期化に伴う先行きの不透明感が懸念されているところであります。

また、雇用面につきましては、調査対象の２０社における本年４月の採用者数は合計１４５人となっており、令和９年４月の採用計画につきましても、９社が増員を予定し、８社が退職者補充等を予定しているなど、堅調な動きが見られております。

町といたしましては、今後も町内企業の持続的な成長を期待するとともに、国内外の経済動向を十分注視しながら、企業経営の状況把握に努めてまいります。

さて、このように刻々と変化する国際社会の中にあつては、幅広い視野と国際感覚を備えた人材の育成がますます重要となつてまいります。

町では、その取組の一環として、本年３月２１日から２６日まで、中学生海外派遣事業として、アメリカ合衆国サンフランシスコ及びシリコンバレーへ中学生を派遣するとともに、３月２２日から２６日まで、高校生タイ国研修事業を実施いたしました。

それぞれ中学生８名、高校生８名が参加し、現地での研修や交流活動を通じて、多くの学びと貴重な経験を得る機会となりました。

中学生海外派遣事業につきましては、参加した生徒が研修成果をレポートとしてまとめ、秋に開催される大峰祭において、その成果を全校生徒に向けて発表する予定と伺っております。

また、来月６日から９日までの日程で、中学生海外派遣事業において交流を深めたサンフランシスコのプレシディオ中学校から１７名の生徒が当町を訪れ、町内でのホームステイや小中学校での交流を行う予定となっております。

当町を訪れる生徒の皆さんは、日本文化に深い関心を持ち、日頃から日本について学んでいると伺っております。今回の受入れを通じて、両地域の友好関係がさらに深まり、生徒同士の交流が双方にとって実り多いものになることを期待しております。

一方、高校生タイ国研修事業につきましては、先週２１日に研修報告会が開催されました。

参加した高校生からは、日本では経験することのできない文化や習慣に触れ、多くの刺激と感動を受けるとともに、自らの視野を広げる大変貴重な機会となったとの報告がありました。

多感な時期にある中学生・高校生が海外に赴き、異なる文化や価値観、人々との交流を通じて得た経験は、今後の人生における大きな財産になるものと考えております。

町といたしましても、こうした国際交流事業を通じて、広い視野と豊かな国際感覚を持つ、将来の地域を担う人材の育成に引き続き努めてまいります。

続きまして、新年度に入り進めております主な事業について申し上げます。

新複合施設整備事業の実施設計につきましては、住民の皆様からいただいたご意見やご要望を踏まえ、建物東側道路の拡幅などを設計に反映するため事業を繰り越し、現在、6月末の完了に向けて鋭意作業を進めております。

実施設計完了後は、速やかに工事発注に向けた準備を進め、新たな多世代交流の場、生きがいづくりの拠点として、多くの皆様に親しまれる施設となるよう着実に事業を推進してまいります。

また、本年4月から本格実施となりました「こども誰でも通園制度」につきましては、現在までのご利用はございませんが、数件のお問合せをいただいているところであります。

全ての子どもの健やかな成長と、保護者の就労状況やライフスタイルに合わせた支援を充実させるべく、今後も制度の周知に努めてまいります。

また、防犯灯のLED化事業につきましては、先般、事業者が決定し、現在、契約に向けた手続を進めております。契約後は、町内全域の防犯灯を対象として調査を実施し、年度末までに対象器具のLED化を進めるとともに、令和9年度から10年間のリース契約による運用開始に向け事業を進めてまいります。

また、町内小中学校の照明LED化事業につきましても、事業者が決定しており、10年間のリース契約として実施いたします。今後は夏休みを中心に工事を行い、年度内に完了する予定としております。

いずれの事業も、省エネルギー化の推進、維持管理費の削減、並びに施設環境の向上が図られるものと期待しております。

続いて、松くい虫被害防止対策につきましては、町内において依然として松枯れ被害が確認されていることから、伐倒駆除をはじめ、空中散布、枯損木処理、樹幹注入、植樹など、総合的な防除対策を継続して実施してまいります。

このうち、葛尾城跡風致地区及び自在山風致地区につきましては、4月15日に住民説明会を開催し、住民の健康に十分配慮した上で、来月17日に空中散布を実施する予定としております。

また、苅屋原地区におきましては、同日及び7月8日に無人ヘリコプターによる地上散布を実施し、人家に近接した急峻地における予防対策を進めてまいります。

また、県と連携して実施しております「エアコン設置費助成事業」につきましては、近年の猛暑に伴う熱中症リスクの高まりを踏まえ、本年4月から住民税非課税世帯及び生活保護世帯を対象に、エアコン設置費の助成を行っております。

現在、順次申請受付及び交付決定を進めておりますが、5月に真夏日が観測されるなど、本年も厳しい暑さが予想されております。

対象となる世帯の皆様におかれましては、この事業をぜひご活用いただき、早めの設置をご検討いただきたいと考えております。

このほか、予防接種事業におきましては、本年4月から定期接種に追加されたRSウイルス感

染症への対応に加え、1歳児を対象とした「おたふくかぜ任意予防接種」に対する町独自の助成も開始いたしました。引き続き、保護者の負担軽減と疾病予防の推進に努めてまいります。

また、葛尾組合では、不燃ごみ及び資源物の安定処理を継続するとともに、製品プラスチックの収集に対応するため、新たなリサイクルセンターの建設を進めており、令和9年4月からの本格稼働に向け、工事はおおむね順調に進捗しているところであります。現在は、1階部分の受入ホッパー設置工事が完了し、引き続き破砕機室における設備設置工事が進んでおります。

続きまして、6月補正予算の主な内容について申し上げます。

まず、横坑トンネル周辺の給水設備につきまして、農業者の利便性向上と効率的な営農環境の整備を図るため、農繁期において利用する方が待機することなく円滑に取水できるよう、給水設備を増設するための工事費を計上いたしました。

また、商業インキュベータ施設「けやき横丁」におきましては、店舗前通路の一部に排水状況の悪い箇所があり、テナントへの影響も生じていることから、排水環境の改善を図るための工事費を計上しております。

福祉分野におきましては、本年4月1日に施行いたしました坂城町手話言語条例を契機とした取組として、手話の日、これは9月23日でありますが、この日に関連した啓発イベントの開催経費を計上したほか、福祉医療費助成制度や障がい者福祉サービスに係る報酬改定及び処遇改善への対応をはじめ、各種健診事業の項目追加に伴うシステム改修経費について計上いたしました。

また、防災・減災対策では、国の地域未来交付金等を活用し、中核避難所における生活環境及び衛生環境の向上を図るため、スポットクーラーをはじめとする非常用備蓄資機材を整備するとともに、迅速な災害対応に備えた備蓄倉庫の設置に要する経費を計上いたしました。

以上、令和8年度の主な事業の進捗状況並びに6月補正予算の概略について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決処分の報告が7件、人事案件が1件、一部事務組合規約の変更が2件、条例の一部改正が1件、一般会計及び特別会計の補正予算2件の計13件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（中嶋君） 町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度坂城町一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、坂城町土地開発公社から、令和8年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査の報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりでございます。

所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告をいたします。

議長（中嶋君） 日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第8「議案第22号 千曲衛生施設組合規約の変更について」を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、専決第4号から議案第22号まで、ご説明申し上げます。

まず、専決第4号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国の税制改正により、地方税法及び関係法令等が改正され、令和8年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例に関して所要の改正をしたものであります。

主な改正内容といたしまして、個人町民税につきましては、給与所得控除額や扶養控除の対象となる親族等の前年の合計所得金額要件を引き上げるもの、また、住宅ローン控除について、適用期限を延長するものであります。

次に、固定資産税につきましては、新築住宅に係る減税措置について、対象となる住宅床面積の要件を引き下げるとともに、その適用期限を延長するものであります。

また、軽自動車税につきましては、購入時に課されていた環境性能割を廃止し、環境性能の優れた車両の税額を軽減するグリーン化特例の適用期限を延長するものであります。

次に、専決第5号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国の税制改正により、地方税法及び関係法令等が改正され、令和8年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例に関して所要の改正をしたものであります。

主な改正内容といたしましては、国民健康保険税の基礎課税限度額を67万円に引き上げるものであります。

また、子ども・子育て支援納付金課税に係る規定を整備し、低所得者の負担軽減に係る軽減判定所得については、対象となる世帯の算定に用いる被保険者等の数に乗すべき金額を、5割軽減は31万円に、2割軽減は57万円に引き上げるものであります。

専決第6号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について」ご説明申し上げます。

本件は、地方譲与税、配当割交付金などの各種交付金、特別交付税の確定、また、町民税の最終見込等により、専決処分をいたしましたもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,

１７３万６千円を増額し、歳入歳出予算の総額を８２億４，１７２万１千円といたしましたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、町税２，４５１万７千円、地方譲与税９５８万円、配当割交付金１，１８０万７千円、株式等譲渡所得割交付金１，８３５万２千円、法人事業税交付金１，７４７万円、地方交付税４，２６２万１千円を増額し、国庫支出金２，６３７万円、県支出金１，３５３万４千円、町債１７０万円を減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、広域行政事業基金への積立金４，５００万円、びんぐし湯さん館施設整備等基金への積立金４千万円、保健福祉等複合施設整備基金への積立金１億５千万円をそれぞれ増額し、保育園一般経費６８０万３千円、予防接種事業５５０万３千円、社会教育総務一般経費５４３万９千円をそれぞれ減額したほか、各事業実績等により、精算、調整をいたしましたものであります。

次に、専決第７号「令和７年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９，９９７万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を１２億１８９万５千円といたしましたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税２２８万９千円を増額し、県支出金９，８９２万４千円を減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、保険給付費９，９１８万８千円、保健事業費６３４万５千円をそれぞれ減額したものであります。

次に、専決第８号「令和７年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第５号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３，１５２万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を１４億１，８６５万８千円といたしましたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、保険料１，２５７万円を増額し、繰入金２，１６３万７千円を減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、保険給付費２，０８３万１千円、基金積立金６６７万６千円をそれぞれ減額したものであります。

次に、専決第９号「令和７年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２０１万円を減額し、歳入歳出予算の総額を３億６７６万円といたしましたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料１７８万８千円を減額し、歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金１８０万８千円を減額したものであります。

す。

次に、専決第10号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和8年1月29日、大字上五明の県道160号線において、職員が公用車で駐車場から県道に進入しようとしたところ、県道を直進してきた相手方車両の側面に接触し、相手方車両を損傷した事故につきまして、相手方への損害賠償を支払うことで、示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものでございます。

以上、専決処分事項について、ご報告いたします。

次に、議案第20号「坂城町教育委員会教育長の任命について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、6月30日をもって、塚田常昭教育長の任期が満了となりますが、引き続き、識見が高く経験豊富で、地域の信望も厚い同氏を坂城町教育委員会教育長として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和8年7月1日から3年間であります。

次に、議案第21号「葛尾組合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、葛尾組合ごみ焼却施設の解体工事が完了し、建設中の葛尾組合新リサイクルセンターが令和9年4月に稼働開始することから、葛尾組合規約の一部を変更するものであります。

変更の主な内容といたしましては、規約第3条に規定する組合の共同処理する事務から「ごみ焼却施設の経営に関する事項」を削除するとともに、同条中の「不燃ごみ及び資源ごみ処理施設」を「不燃物及び資源物再資源化施設」と変更するものであります。

最後に、議案第22号「千曲衛生施設組合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、千曲衛生施設組合において、令和9年度より新たに剪定枝のチップ化事業及び堆肥化事業を行うことから、千曲衛生施設組合規約の一部を変更するものであります。

変更の主な内容といたしましては、規約第3条に規定する、組合の共同処理する事務に「剪定枝の処理に関する事務」を加えるとともに、経費の負担割合に関する規定を定めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中嶋君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案等調査のため、10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時41分～再開 午前10時51分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第4号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第5号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）承認」

専決第6号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第7号「令和7年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第8号「令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第5号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第9号「令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第10号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

◎日程第6「議案第20号 坂城町教育委員会教育長の任命について」

議長（中嶋君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時01分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

議長（中嶋君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時02分～再開 午前11時02分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

ここで、塚田教育長から発言を求められておりますので、許可いたします。

教育長（塚田君） 私のために貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

ただいま議員の皆様のご同意をいただき、引き続き、教育長の職を務めさせていただくことになりました。

この3年間、議員の皆様はじめ多くの関係者の皆様のご支援の下、教育長を務めさせていただき、その責務の重さを痛感しております。これからの3年間、さらに気を引き締めて取り組んで

まいりたいと思います。

さて、本年4月より、坂城町第6次長期総合計画後期基本計画が施行されました。

後期基本計画を受け、坂城町教育大綱も改訂を行い、教育大綱の基本方針を『第6次長期総合計画に基づき、教育に直結した基本目標（未来へつなぐ子育てと学びのまちづくり、すべての人がともにつくるまち）を大綱の目標と捉え、地域と連携・協働して施策を展開し、「「輝く未来を奏でるまち」～Well-beingの実現～」を目指します。

また、子どもに関わる施策を推進するにあたっては、「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」の基本理念の下、常に子ども一人一人の権利を尊重し、子どもの最善の利益を実現することを目指して、このことについて決めました。

Well-beingとは、皆様もご存じのように、「身体的、精神的、社会的に、持続的で良好な状態」を指します。

教育施策を展開する中で、Well-beingの「身体的、精神的、社会的」の3つの視点を大切にして取り組んでまいりたいと思っております。

例えば、学校教育においては、「身体的（健康）」、体育の授業、マラソン大会、休み時間の遊び等を通じて、心と体を鍛えることで、健康な身体の育成を目指します。

「精神的（心）」、一人一人の個性に合わせた教育を推進するため、ICT機器を活用し、「個別最適な学び」と「協働して学び合う探究活動」を軸とした授業改善を図るとともに、授業研究会の在り方についても変革を進め、子どもや教職員の自己肯定感を向上させていきます。

「社会的（社会とのつながり）」、地域の学習等を通して、地域のひと、もの、こととのつながりを大切にして、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現することのできる人材の育成を目指します。

このように、3つの視点を意識して、個人と社会のWell-beingの実現に向けて、関係する皆様のお力添えをいただきながら、教育行政に取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様方には、引き続き、ご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが就任の挨拶とさせていただきます。今後もよろしくお願いいたします。

議長（中嶋君） よろしく願いいたします。

◎日程第7「議案第21号 葛尾組合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第8「議案第22号 千曲衛生施設組合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（中嶋君） 次に、日程第9「議案第23号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」から日程第11「議案第25号 令和8年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」までの3件を一括議題として、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読をさせます。

（議会事務局長朗読）

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第23号から順次ご説明申し上げます。

まず、議案第23号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、損害補償のうち、葬祭補償の額を改定するものであります。

次に、議案第24号「令和8年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,294万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を81億5,294万9千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国庫支出金697万5千円、県支出金2,917万2千円、財政調整基金繰入金580万2千円、町債5千万円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、農業用水給水施設・水路改修に係る経費275万円、道路維持工事費790万9千円、道路法面対策工事等5,150万円、小型動力ポンプ更新等、消防施設に係る経費1,639万5千円をそれぞれ増額するものであります。

最後に、議案第25号「令和8年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を15億2,327万5千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、繰入金148万8千円を、歳出の内容につきましては、介護報酬改定に伴う介護事務処理システム改修として、総務費148万8千円をそれぞれ増額するものであります。

よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中嶋君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。

明日３０日から６月７日までの９日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。

よって、明日３０日から６月７日までの９日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は６月８日午前９時より会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(散会 午前１１時１６分)

